

米国の Final OA に対して講じ得る措置とその留意点

2013年07月29日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

米国特許出願の審査段階で、審査官は、2回目以降の Office Action を Final Rejection とすることができます (37 CFR 1.113(a))。

たとえば、前回の Office Action において出願人が行った補正により新たな拒絶理由が必要になったり、First Office Action 後に提出した IDS (37 CFR 1.97(c) with the fee set forth in 37 CFR 1.17(p)) に係る情報により新たな拒絶理由が必要になったりした場合、Final Rejection と認定されてしまいます (MPEP 706.07(a))。

Final Office Action に対する対応としては、後述する措置がありますが、ケースバイケースで慎重に対応策を検討すべきです。これにより、効率的でコンパクトなプロセキューションの実現が可能となります。

以下に、Final Office Action に対して講じ得る措置 (審判手続を除く) について説明します。

【全8頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.